

平成18年9月13日(水曜日)第3回定例会

○出席議員(20名)

1番	新	宮	征	一	議員	3番	鴨	田	俊	廣	議員
4番	椋	津	博	士	議員	5番	木	村	寿	太	議員
6番	松	田		孝	議員	7番	猪	倉	謙	太	議員
8番	石	川	忠	義	議員	9番	鈴	倉	賢	也	議員
10番	荒	木	春	吉	議員	11番	柏	倉	信	一	議員
12番	高	橋	勝	文	議員	13番	高	橋	秀	治	議員
14番	佐	藤	良	一	議員	15番	佐	藤	暘	子	議員
16番	川	越	孝	男	議員	17番	内	藤		明	議員
18番	那	須		稔	議員	19番	佐	竹	敬	一	議員
20番	遠	藤	聖	作	議員	21番	伊	藤	忠	男	議員

○欠席議員(1名)

2番	佐	藤	毅	議員
----	---	---	---	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市	長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入	役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会	委員長	佐藤勝義	農業委員会会長
那須義行	総務課	長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	(併)選挙管理委員会事務局	長		
	総合政策課	長	菅野英行	総合政策課 行財政改革 推進室長
尾形清一	財務室	長	三瓶正博	税務課長
有川洋一	総合政策課	企業立地 推進室長	浦山邦憲	建設課長
柏倉隆夫	建設課	都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課	長	安孫子政一	農林課長
兼子善男	商工観光課	長	斎藤健一	健康福祉課長
小坂力三	会計課	長補佐	荒川貴久	水道事業所長
兼子良一	病院事務	長	芳賀友幸	教育長
熊谷英昭	学校教育課	長	菊地宏哉	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習	課長	安孫子雅美	監査委員
	生涯学習	課長		
宇野健雄	生涯学習	課長	清野健	農業委員会 事務局長
	生涯学習	課長		

○事務局職員出席者

鹿間康	事務局	長	安食俊博	局長補佐
渡辺秀行	総務	主査	大沼秀彦	総務係長

議事日程第5号

第3回定例会

平成18年9月13日(水)

決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- ” 2 認第 2号 平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- ” 3 議第49号 平成18年度寒河江市一般会計補正予算(第2号)
- ” 4 議第50号 平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- ” 5 議第51号 平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 6 議第52号 平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- ” 7 議第53号 平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- ” 8 議第54号 寒河江市公民館に関する条例の一部改正について
- ” 9 議第55号 寒河江市立保育所設置条例の一部改正について
- ” 10 議第56号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- ” 11 議第57号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- ” 12 議第58号 寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
- ” 13 議第59号 損害賠償額を定め和解することについて
- ” 14 議第60号 市道路線の認定について
- ” 15 委員会審査の経過並びに結果報告
(1) 文教厚生委員長報告
(2) 建設経済委員長報告
(3) 予算特別委員長報告
(4) 決算特別委員長報告
- ” 16 質疑、討論、採決
- 閉 会

平成18年9月第3回定例会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時25分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、佐藤毅議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議運営につきましては、8月28日に開催されました議会運営委員会で審議されております。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第1、認第1号から日程第14、議第60号までの14案件を一括議題といたします。

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第15、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

文教厚生委員長報告

○新宮征一議長 最初に、文教厚生委員長の報告を求めます。10番荒木文教厚生委員長。

〔荒木春吉文教厚生委員長 登壇〕

○荒木春吉文教厚生委員長 文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日午前9時30分から、市議会第4会議室において、委員7名全員出席、当局より教育長はじめ、関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第51号、議第52号、議第53号、議第54号、議第55号、議第56号、議第57号、議第59号の8案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第51号平成18年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、今回の新たな共同事業の内容について伺いたいとの問いがあり、当局より、このたびの法令改正により、レセプト1件当たり30万円を超え80万円までの医療費を対象として、県単位で国民健康保険団体連合会が拠出金、交付金を総括して、保険財政の共同安定を図ることを目的とした新たな共同事業ですとの答弁がありました。

委員より、市町村の拠出基準と1億7,250万円の根拠はとの問いがあり、当局より、県全体の総額とこれまで4年間の医療費等の保険者負担の実績を積算の基礎として、県全体の拠出の総額を100億円ほどと積算し、それを医療費ベース、被保険者数ベースの半分ずつに分けて、県内35市町村の実績であん分した率で算定した額が、寒河江市は3億4,500万円となり、その半年分で1億7,250万円という積算になっていますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第51号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第52号平成18年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、地域支援事業の介護予防事業ということだが、介護予防に該当する人は何名で、認定はどのようにしたのかとの問いがあり、当局より、介護予防事業に該当する特定高齢者については、県の指導では高齢者の約5パーセントと言われています。特定高齢者の決定方法は、基本チェックリストの項目で該当し、その後医者から意見書をもって認定となりますとの答弁がありました。

委員より、配食サービスの利用が少ないための減額だが、委託を受けている側で特別会計で対応した4割しか利用者がいないということで、単価の見直しなどの支障が出てくるのではないかと問いがあり、当局より、配食サービスについては、全体事業が1万2,000食で、このうち一般会計が4割、特定高齢者の該当する特別会計を6割と見ましたが、全体事業費が予算を上回る状況の中で、特定高齢者の方が少ないため一般会計に組み替えて対応する内容ですとの答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第52号は全会一致をもって原案のと

おり可決すべきものと決しました。

次に、関連がありますので、議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び議第59号損害賠償額を定め和解することについてを一括議題とし、当局の説明を求め、初めに議第53号平成18年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、弁護士料の着手金のほかの52万5千円は、成功報酬のような性格のものかとの問いがあり、当局より、謝金として52万5千円を支払うものでありますとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第53号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号損害賠償額を定め和解することについて質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第59号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第54号寒河江市公民館に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第54号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第55号寒河江市立保育所設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、条例が成立した場合、平成19年4月1日からの施行となるわけだが、保育所の体制づくりや整備の関係などから、指定管理者導入実施時期をもっと柔軟に行うことはあり得るのかとの問いがあり、当局より、保護者の説明会や地域の説明会も終わっており、安心していただける状況と理解していますので、実施計画のとおり平成19年4月1日スタートと考えていますとの答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第55号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第56号は全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議第57号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、国保に加入している方で出産される方は年間どれくらいいるのかとの問いがあり、当局より、平成17年度の実績で47人ですとの答弁がありました。

ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第57号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 次に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日午前9時30分から、議会図書室において、委員7名中6名出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第50号、議第58号及び議第60号の3案件であります。

一たん休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

審査の内容を申し上げます。

初めに、議第50号平成18年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、公共下水道事業債の特別措置分の内容についての問いがあり、当局より、平成18年度から資本費に対する地方交付税算定に用いられる公費負担割合が、寒河江市の場合7割から6割に改正されますが、平成17年度までに発行された公債費の公費負担割合を保障する措置として創設されたもので、この差額1割分の8,520万円が起債措置され、20年間で償還していくというものでありますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしましたが、議第50号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、8月31日午前10時12分から、本議場において、委員18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第49号平成18年度寒河江市一般会計補正予算（第2号）であります。

議第49号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結して、各分科会に分担負担を行い、一たん散会いたしました。

次に、本日9月13日午前9時30分から、本議場において、委員19名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第49号を議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第49号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

決算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。7番猪倉決算特別委員長。

〔猪倉謙太郎決算特別委員長 登壇〕

○猪倉謙太郎決算特別委員長 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、8月31日午前10時30分から、本議場において、委員17名出席、当局からは市長はじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託なりました案件は、認第1号平成17年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について及び認第2号平成17年度寒河江市水道事業会計決算の認定についての2案件であります。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、議案説明の後に監査委員報告を受け、質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

認第1号については、一つ、医療制度改正に伴う病院経営のあり方と未収金の回収について。一つ、病院における長期契約及び医療機器購入に係る入札方法について。一つ、業務委託業者に対する個人情報保護条例の徹底について。一つ、患者数の減少に伴う対策とジェネリック医薬品の使用拡大について。一つ、患者数の減少要因と医師確保の抜本的対策について。一つ、今後における市立病院の長期的計画について。

次に、認第2号については、一つ、配水管の耐震対策について。一つ、工事に伴う消火栓やソフトシーリングの使用法と製造会社について。一つ、配水池増設工事に伴う残土の再利用について。一つ、無収水量及び無効水量の使用内容について。一つ、水道料金の未収金対策について。一つ、冬期間における大雪の影響と各施設の除雪についてなどの質疑があり、当局より、それぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して、各分科会に分担付託を行い、一たん散会をしました。

次に、本日9月13日午前9時45分から、本議場において、委員18名出席、当局からは市長をはじめ助役、収入役及び関係課長等出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

認第1号及び認第2号を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号について、委員より、一つ、一時借入金、院長交際費の件及び1日当たりの給食の件について審議がなされたか。一つ、分科会での審査の内容を詳細に報告すべきであるとの質疑があり、分科会委員長よりそれぞれ答弁がなされました。

認第1号については、ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第1号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第2号については、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、認第2号は全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上をもって、決算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第16、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第1号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

認第2号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

議第49号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第49号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第49号は原案のとおり可決されました。

議第50号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第50号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第50号は原案のとおり可決されました。

議第51号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第51号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第51号は原案のとおり可決されました。

議第52号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第52号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第52号は原案のとおり可決されました。

議第53号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第53号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第53号は原案のとおり可決されました。

議第54号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第54号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議第55号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第55号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第55号は原案のとおり可決されました。

議第56号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第56号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第56号は原案のとおり可決されました。

議第57号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第57号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第57号は原案のとおり可決されました。

議第58号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第58号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第58号は原案のとおり可決されました。

議第59号について委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 委員長報告では、この59号については質疑もなくというふうなことでありましたけれども、病院の過失が生じた場合の分限条例とのかかわりの関係で質疑をいたしておりますし、当局からも答弁がなされているわけであります。従って、質疑もなくではなくて、その部分、再度委員長の方にお尋ねをしたいと思えます。

○新宮征一議長 先ほど53号と59号が一括して報告あったようですけども、文教厚生委員長、どうなっていますか。

○荒木春吉文教厚生委員長 53と59号は一緒にしたんですが、私、質疑もなくと一応報告申しあげましたけども……済みません、休憩をお願いします。

○新宮征一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時02分

○新宮征一議長 本会議を再開いたします。

荒木委員長、答弁願います。

○荒木春吉文教厚生委員長 答弁します。

川越議員の質問は、議第53号の中で出ましたが、私は主な質疑の内容を言っていましたので、川越議員

の質疑は割愛させていただきました。

以上です。

○新宮征一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第59号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第59号は原案のとおり可決されました。

議第60号について委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時03分

○新宮征一議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。これにて、平成18年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 榎 津 博 士

同 上 那 須 稔